

Welcome to 沼土

令和 8 年 5 月 1 日

静岡県沼津土木事務所

流域治水の取組

令和2年6月、国は、頻発化・激甚化する水害に対し、これまでの河川管理者による取組に加えて、国・県・市町・企業・住民等のあらゆる関係者が協働し流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」に転換する方針を示しました。

これに伴い、狩野川流域では「狩野川流域治水協議会」を設置し、関係者の協働による治水対策の全体像をまとめた流域治水プロジェクトが、令和3年度末に策定・公表され、令和5年8月には、気候変動を踏まえた2.0バージョンアップされました。

これらの実効性を高めるため具体的な施策をまとめた狩野川中流域水災害対策プランを令和4年8月に策定・公表し、富士川水系の沼川（高橋川）流域における水災害対策プランについても、令和5年12月に策定・公表しており、関係者と連携を図りながら、プランに基づく取り組みを着実に進めていく。

流域治水対策のイメージ図



①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

- ・河川改修、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
- ・治水ダムの建設・再生等
- ・雨水貯留施設の整備、ため池等の治水利用 など

②被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制、誘導、移転促進等
- ・自然堤防の保全 など

③被害の軽減、早期復旧・復旧のための対策

- ・水害リスク情報の空白地帯の解消
- ・ハザードマップの周知及び理解の促進（防災出前講座の実施）
- ・排水門等の整備、排水強化 など

「狩野川流域治水協議会」の取組



狩野川流域治水協議会の開催状況



狩野川水系流域治水プロジェクト2.0